

持続可能な医療保険制度の構築に向けた本質的な検討を求める

高齢者医療制度改革会議で示されている厚生労働省案は、「後期高齢者医療制度の廃止」の名の下に 75 歳以上の高齢者を再び国保に戻すこととしているため、議論は高齢者医療制度を超え、市町村国保ひいては医療保険制度全体をどうするかの問題へと発展している。

これに対する全国知事会の意見は次のとおりであり、持続可能な医療保険制度の構築に向けた本質的な検討を強く求める。

1 単なる看板の掛け替えにすぎない

現行の後期高齢者医療制度は、医療費が急増する 75 歳以上の高齢者を市町村国保の被保険者としたままでは制度の維持が困難な実態からこれを別建てとし、負担の明確化や公平性を図ったものである。当初の感情的とも言える批判や反発も沈静化し、制度の改善も図られ、概ね安定的に運営されている。厚生労働省案は、形式的には 75 歳以上を国保と被用者保険に戻し別建てを解消しているが、区分経理は残すなど、実態は看板の掛け替えに過ぎない。その一方で、加入する制度の違いにより保険料に違いが出るため新たな不公平感が生まれること、システム整備に多額の費用を要することなど様々な課題を抱えており、拙速に新制度に移行する必要性は無い。

2 市町村国保の構造的な課題・財源論に真正面から取り組んでいない

75 歳以上を再び市町村国保に戻すこととしたため、議論は高齢者医療制度を超え、国民皆保険の最後の砦である市町村国保をどうするかの問題へと発展している。そうである以上、高齢化や低所得者層の増加といった国保の構造的課題に起因した問題の解決に改めて取り組まなければならぬ。特に、市町村一般会計からの多額の繰入等の財源問題に対しては、自治体側からの再三の意見にも関わらず、抜本的な解決策が示されていない。

改革を第一段階、第二段階と区分しているが、要は経営責任を都道府県に移そうとするものであり、その一方で今後も増嵩する医療費や保険給付費をどう賄うかといった税制改革を含む財源論は全く欠落している。市町村の保険料徴収のインセンティブ確保の仕組みも外すなど、都道府県が到底担い得ないような矛盾した案になっている。

医療保険制度全体として見た場合も、被用者保険の負担額が今後大幅に増加するにも関わらず、これをどのように賄うかの根本論がなされていない。国費の割合を抜本的に拡充することなく、現役世代に対して過重な負担を求める案となっている。

3 社会保障改革検討本部において税制改革との一体的な議論を行うべき

我々都道府県も、高齢化、低所得者層の増加といった課題を抱える市町村国保の抜本的な改革の必要性に異存はなく、積極的に責任を担う覚悟はある。

しかし、今の案は保険運営にとって最も重要な財源論が全く欠如しており、このままでは持続可能な制度とはなり得ない。全国知事会は、このような案を拙速に結論とするのではなく、より本質的かつ本格的な形で検討することを強く求める。

全国知事会は地方消費税の引き上げを含む税制の抜本改革の必要性を一貫して訴えてきた。消費税・地方消費税の引き上げの際には、必ず医療にも充てられるような道筋をつけなければならぬ。政府・与党におかれども、「社会保障改革検討本部」において、高齢者医療も含めた形で医療・介護・年金など社会保障全体のあり方と国・地方を通じた税制改革を一体的に議論することを強く求める。

平成 22 年 12 月 8 日

全 国 知 事 会